

平成26年度日進市予防接種健康被害調査委員会

日 時 平成26年7月31日(木)
午後2時から
場 所 保健センター2階会議室

1 委嘱書交付

2 あいさつ

3 議 題

(1) 委員長、副委員長の選出について

(2) 平成25年度予防接種実施状況について

(3) 平成26年度予防接種実施計画について

(4) 予防接種健康被害発生時の対応について

(5) その他

平成26年度日進市予防接種健康被害調査委員会委員名簿

氏 名	職 名
川井 進	医師
中島 規博	医師
成田 ゆき江	日進市教育委員会委員
鈴木 絹子	日進市社会福祉協議会代表
坂野 紘	保健センター診療管理者
山口 英明	公立陶生病院参事
大野 香代子	愛知県瀬戸保健所長

○日進市予防接種健康被害調査委員会設置条例

平成17年3月25日

条例第5号

(設置等)

第1条 予防接種の円滑な運営及び事故発生時又はその事故の責任について紛争が生じたとき、適切なる処理を図るため、日進市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員)

第2条 この委員会は、次に掲げる者7名以内により構成し、市長が委嘱する。

- (1) 市内の医師を代表する者 2名
- (2) 日進市教育委員会委員を代表する者 1名
- (3) 日進市社会福祉協議会を代表する者 1名
- (4) 日進市保健センター診療管理者 1名
- (5) その他市長が必要と認める者 若干名

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(報酬)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)による。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

平成25年度予防接種実施状況

《個別》

事業名			25年度			24年度				
			対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率		
ヒブ	初回	1回	2~60か月	1,115	988	88.6	任意接種 (緊急促進事業にて実施)			
		2回		1,083	976	90.1				
		3回		1,115	998	89.5				
		追加		1,524	1,270	83.3				
	計		4,837	4,232	87.5	-	4,314	-		
小児肺炎球菌	初回	1回	2~60か月	1,111	992	89.3	任意接種 (緊急促進事業にて実施)			
		2回		1,087	992	91.3				
		3回		1,115	995	89.2				
		追加		1,154	1,010	87.5				
	計		4,467	3,989	89.3	-	4,512	-		
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期	1回	3~90か月	-	17	-	1,064	789	74.2	
		2回		-	58	-	1,063	856	80.5	
		3回		-	112	-	1,064	916	86.1	
		追加		1,030	937	91.0	1,142	1,113	97.5	
	計		1,030	1,124	-	4,333	3,674	84.8		
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	1期	1回	3~90か月	995	978	98.3	459	289	63.0	
		2回		993	983	99.0	459	208	45.3	
		3回		993	941	94.8	459	159	34.6	
		追加		-	98	-	0	0	-	
	計		2,981	3,000	※1 97.3	1,377	656	47.6		
ポリオ (不活化ワクチン)	1期	1回	3~90か月	-	76	-	2,005	1,069	53.3	
		2回		-	192	-	2,240	1,168	52.1	
		3回		-	292	-	2,430	1,324	54.5	
		追加		-	913	-	1,241	15	1.2	
	計		-	1,473	-	7,916	3,576	45.2		
DT 二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期		小学6年	968	889	91.8	926	827	89.3	
	計			968	889	91.8	926	827	89.3	
日本脳炎 ※特例対象者 (20歳未満)も計上	1期	1回	3~90か月	1,730	1,172	67.7	1,469	1,217	82.8	
		2回		1,772	1,165	65.7	1,516	1,272	83.9	
		追加		2,057	1,320	64.2	2,079	1,859	89.4	
	2期		9歳~20歳未満	-	499	-	-	400	-	
	計			5,559	4,156	※2 65.8	5,064	4,748	※2 85.9	
麻しん	1期		12~24か月	-	0	-	-	-	-	
	2期		就学前1年間	-	0	-	-	-	-	
	3期		中学1年生	-	-	-	-	-	-	
	4期		高校3年生相当	-	-	-	-	-	-	
	計			-	0	-	-	0	-	
風しん	1期		12~24か月	-	0	-	-	-	-	
	2期		就学前1年間	-	0	-	-	1	-	
	3期		中学1年生	-	-	-	-	-	-	
	4期		高校3年生相当	-	-	-	-	-	-	
	計			-	0	-	-	1	-	
麻しん・風しん 混合(MR)	1期		12~24か月	1,004	997	99.3	1,067	1,062	99.5	
	(再掲) (1歳3か月未満)			-	(926)	-	-	(952)	-	
	2期		就学前1年間	997	965	96.8	997	962	96.5	
	3期		中学1年生	-	-	-	962	862	89.6	
	4期		高校3年生相当	-	-	-	860	772	89.8	
	計			2,001	1,962	98.1	3,886	3,658	94.1	
子宮頸がん (HPV)	1回		小学6年生から高 校1年生相当の女 子	1,144	29(3)	2.5	任意接種 (緊急促進事業にて実施)			
	2回			1,159	26(2)	2.2				
	3回			1,196	41(4)	3.4				
	計			3,499	96(9)	2.7	1,590	-		
BCG	6か月未満(25年度は1歳未満)			890	884	99.3	1,021	1014(*8)	99.3	
	計			890	884	99.3	1,021	1,014	99.3	

《集団》

	事業名	回数	25年度			24年度		
			実施なし			6回		
ポリオ(生ワクチン)	1回	3~90か月	対象者数 340 400 計 740	接種者数 174 376 550	接種率 51.2 94.0 74.3			
	2回	3~90か月						
	計							

- ・要注意者については公立陶生病院等に委託
- ・四種混合の接種率(※1)は1期分のみ計上
- ・日本脳炎は、接種機会を逃がした平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者に対する特例措置が平成23年5月より開始
- ・日本脳炎合計の接種率(※2)は1期分のみ計上
- ・HPVは平成25年6月より積極的勧奨の指し止めとなる。()はサーバリックス接種者数を再掲し計上したもの
- ・HPVの平成24年度の対象は、中1相当から高2(平成23年度中に初回接種開始者)相当の女子
- ・四種混合は、平成24年11月より開始
- ・BCGは、平成25年度から接種対象者が生後6ヶ月未満から生後12ヶ月未満までとなる。平成24年度の(*)で表記される数は、生後6ヶ月から12ヶ月未満の接種者数を再掲

《成人》

事業名	年齢	25年度			24年度		
		対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
高齢者インフルエンザ	65歳以上	15,406	8,218	53.3	14,615	7,914	54.1
	60~64歳	-	9	-	-	11	-
計	計	-	8,227	-	-	7,925	-

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業

事業名	年齢	25年度		24年度	
		対象者数	接種者数	対象者数	接種者数
肺炎球菌	70歳以上	609		630	
	60~69歳		23		21
計	計	632		651	

風しんワクチン接種費助成事業

事業名	性別	25年度	
		女性	男性
風しん	女性	480	
	男性		433
計	計	913	

資料No.1-2

接種要注意者の対応について

予防接種法に基づき日進市が管理執行する予防接種のうち予防接種法の禁忌等に該当する（接種要注意者）の対応として公立陶生病院等に接種を委託する。

接種注意者

接種の判定を行うに際し、注意を要する者

予防接種ガイドラインに定められている接種要注意者

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患有する者
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ③ 過去にけいれんの既往のある者
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- ⑥ BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

平成25年度接種状況

＜定期予防接種＞

種類	ヒブ	肺炎球菌	DPT-IPV	DPT	ポリオ	BCG	MR1期	MR2期	日脳	計
件数	7	8	6	1	3	1	2	4	6	38

【定期予防接種関連】

1 接種間隔の上限の撤廃

下記の種類において、通常の接種間隔を超えてしまった場合においても、定期接種として取り扱えるようになりました。ただし、省令上の撤廃等はなされますが、定期接種実施要領には標準的な接種間隔として従来どおり上限等を示しており、可能な限り標準的な接種間隔で接種をすすめることとなっています。

<上限の撤廃>

- ・ジフテリア・破傷風・百日咳及び急性灰白髄炎の第1期（56日）
- ・日本脳炎の第1期初回接種の予防接種（28日）
- ・ヒブの初回接種（56日）
- ・ヒトパピローマウイルス感染症（2価 サーバリック）の予防接種について下記のとおり接種間隔の上限が撤廃されました。

改正前

2価 サーバリックス	0-1-6か月後に3回。ただし、2回目の接種は1回目の接種から1から2.5月の間に、3回目の接種は1回目の接種から5月から12月に接種する。
---------------	--

改正後

2価 サーバリックス	0-1-6か月後に3回。ただし、当該方法をとことができない場合、2回目の接種は1回目の接種から1月以上に、3回目の接種は1回目の接種から5月以上かつ2回目の接種から2ヶ月半以上の間隔をおいて接種する。
---------------	--

従来、接種間隔が過ぎてしまった方は、法定外予防接種申請書兼同意書の手続きをしていただきましたが、接種間隔の上限の撤廃に伴い廃止になりました。

2 下限の明確化

日本脳炎の第1期追加接種について、初回接種終了後おおむね1年（11月から13月）を経過した時期に1回実施するとされていたところ、6月以上に変更されました。

3 過剰接種の防止等

<ヒブ感染症予防接種>

上限の撤廃に伴い、1歳以降の過剰接種を防止するため、初回接種の開始時が生後2月から1歳にいたるまでの間にある者の初回接種（2～3回）は生後1歳までに終了することになりました。また、この場合初回接種に係る最後の注射終了後、本来7月以上の間隔をおいて追加接種を実施するところ、初回接種を生後1歳までに終了していない者の追加接種については、免疫が不十分になることを防ぐ観点から27日以上の間隔をおいて1回実施することになりました。

改正前

接種開始年齢	初回接種	追加接種
生後2月から7月未満	27日から56日までの間隔で3回	初回接種終了後7から13月の間隔をおいて1回接種
生後7月から1歳未満	27日から56日までの間隔で2回	初回接種終了後7から13月の間隔をおいて1回接種
1歳以上5歳未満		1回接種

改正後

接種開始年齢	初回接種	追加接種
生後 2 月から 7 月未満	27 日以上標準的には、27日から 56 日までの間隔で 3 回。1歳までに接種を行うこと。それを超えた場合は行わないこと。	初回接種終了後 7 月以上の間隔をあけて接種する※
生後 7 月から 1 歳未満	27 日以上標準的には、27日から 56 日までの間隔で 2 回。1歳までに接種を行うこと。それを超えた場合は行わないこと。	初回接種終了後 7 月以上の間隔をあけて接種する※
1 歳以上 5 歳未満	1 回接種	

※初回接種を 1 歳までに終了していない者の追加接種については、初回接種に係る最後の注射後 27 日以上の間隔をおいて接種する。

<小児肺炎球菌感染症予防接種>

初回接種開始時が、生後 2 月から 12 月までの場合、初回接種を期限内に終了せずに追加接種を行うと免疫が不十分となる可能性があるため、生後 12 月ないし 13 月までを生後 24 月までに延長することになりました。また、初回接種開始時が生後 2 月から 7 月までの場合、過剰接種を防止するため、初回接種の 2 回目の接種が生後 12 月を超えた場合には、3 回目の接種は実施しないことになりました。

改正前

接種開始年齢	初回接種	追加接種
生後 2 月から 7 月未満	1 歳未満に、27 日以上の間隔で 3 回 ※1	3 回目接種から 60 日以上の間隔をおき、1 歳以降で 1 回接種
生後 7 月から 1 歳未満	1 歳 1 か月未満に、27 日以上の間隔で 2 回 ※2	3 回目接種から 60 日以上の間隔をおき、1 歳以降で 1 回接種
1 歳以上 2 歳未満	60 日以上の間隔で 2 回接種	
2 歳以上 5 歳未満	1 回接種	

※1 1 歳を超えた場合は、接種を行わないこと

※2 1 歳 1 か月を超えた場合は、接種を行わないこと

改正後

接種開始年齢	初回接種	追加接種
生後 2 月から 7 月未満	27 日以上の間隔で 3 回 2 歳になるまでに接種を行う。ただし、2 回目の接種が 1 歳を超えた場合には、3 回目の接種は行わない	1 歳以降で、初回 3 回目接種から 60 日以上の間隔をおき 1 回接種
生後 7 か月から 1 歳未満	27 日以上の間隔で 2 回 2 歳になるまでに接種を行う。	1 歳以降で、初回 2 回目接種から 60 日以上の間隔をおき 1 回接種
1 歳以上 2 歳未満	60 日以上の間隔で 2 回接種	
2 歳以上 5 歳未満	1 回接種	

【任意予防接種等関連】

風疹ワクチン予防接種費助成事業について

対象者が変更されました。

改正前

妊娠を希望する女性とその夫、及び妊娠の夫

改正後

妊娠を希望する出産経験のない女性で、風疹の抗体価が低い者

愛知県広域予防接種事業についてのお知らせ



平成26年4月1日より日進市以外の県内医療機関(※)でも予防接種を受けることができるようになりました。

(愛知県広域予防接種事業協力医療機関として登録されている医療機関に限ります)

なお、接種前には申請手続きが必要です。

※協力医療機関一覧は、公益社団法人愛知県医師会ホームページ
http://www.aichi.med.or.jp/kenmin/kouiki_yobousessyu/index.htmlで確認することができます

■ 対象者

日進市に住民登録がある方で

- ①日進市以外にかかりつけ医がいる方
- ②長期に入院治療を要し、市指定医療機関で予防接種を受けることが困難な方
- ③里帰り出産、家庭内暴力等のため、市指定医療機関以外での予防接種を希望される方
- ④その他、市長が対象と認めた方（アレルギー等で市指定医療機関以外で接種が必要な方）

■ 手続き

申請前に必ず接種を希望する医療機関に接種受け入れ可能かお問い合わせください。

その折、接種医師名を必ずご確認ください。

確認後、保健センターに連絡をお願いします。手続きの説明及び申請書の記入をしていただきます。

<お持ちいただくもの>

- ①母子健康手帳
- ②予防接種券（日進市で交付したもの）

申請内容や接種歴を確認し、連絡票を発行します。（手続きに2週間程度かかります。）
 連絡票は、後日郵送させていただきます。

<問い合わせ先>

日進市健康課（保健センター）

電話：0561-72-0770

FAX：0561-74-0244



先天性風しん症候群の発生に直接関与する女性に焦点を絞り、ワクチン接種が必要な人を抽出するために県が抗体検査事業を行います。また、抗体検査結果、抗体価が十分ではないと確認でき、ワクチン接種をした人に対して、市がワクチン接種費用の一部を助成します。

流れ

愛知県事業

1 濑戸保健所または豊明保健分室に抗体検査の申請をします

◆ 風しん抗体検査事業（県事業：県より送付された書類をご確認ください）

県が風しん抗体検査を実施する医療機関に委託し、対象者に対して抗体検査を無料で行います。

【対象者】愛知県内（名古屋市・中核市を除く）に居住している女性で、次の項目にすべて該当する人。

- ①妊娠を希望する女性で、出産経験がない（ただし、妊娠中は除く）
- ②過去に風しんの抗体検査を受けたことがない
- ③過去に風しんワクチン（麻しん風しんワクチンを含む）の予防接種を受たことがない
- ④過去に風しんにかかったことがない

【手続き方法】①瀬戸保健所（0561-82-2196）または

豊明保健分室（0562-92-9133）に申請します。

事前に電話にて対象となるか確認しておくと良いです。

申請の際には、本人確認できる書類（運転免許証等）が必要になります。

②受付後、保健所より受検票が交付されます。

③県協力医療機関にて抗体検査を実施します。

（受検票は医療機関に提出）

【実施期間】平成26年4月から平成27年3月まで

2 受検票を受け取り医療機関にて検査を行います

3 抗体価が低い際は、希望者にワクチン接種をします

◆ 詳細のわかる領収書、抗体検査結果票を医療機関からもらいます。

4 市にワクチン接種費の助成申請をします。

25年度と対象要件
が違いますので
ご注意ください！

◆ 風しんワクチン予防接種費助成事業

【対象者】接種当日に日進市住民基本台帳に記録があり、次の項目にすべて該当する人

- ①妊娠を希望する女性で出産経験がない（ただし妊娠中の人除外）
- ②過去に風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチンを含む）の接種歴がない
- ③過去に風しんにかかったことがない
- ④風しんの抗体価が低く、感染予防に十分ではない

（平成26年4月1日以降の検査実施日のもの、県事業以外も可）

H I 抗体価：16倍以下

E I A 値：8.0未満

国際単位：30IU/mL未満（シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス（株）、極東製薬工業（株）製キット使用）

45IU/mL未満（シスメックス・ビオメリュー（株）、
ベックマン・コールター（株）製キット使用）

【助成金額】接種費の一部として上限5,000円

（生活保護世帯の人は全額補助）

【助成期間】平成26年4月1日から平成27年3月31までの接種が対象です。

【助成の流れ】①医療機関でワクチン接種後実費を支払い、領収証を受け取ります。

★領収書には以下の内容記載が必要です★

接種者氏名、接種年月日、予防接種名、

金額、医療機関名、医療機関印

②所定の申請用紙に必要事項を記入し、領収証・抗体価が確認できる書類を添えて保健センターへ提出してください（振込先口座・印鑑が必要です）

★申請書の提出期限は、平成27年4月10日です。（郵送可）

★所定の用紙：保健センター、市役所情報公開窓口にあります。
ホームページからもダウンロードできます。

③書類審査後、助成額を指定の金融機関の口座に振り込みます。

償還払い方式
のみです。

5 助成金が口座に振り込まれます

水痘ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【対象者】

- 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。
(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

【接種方法】

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計2回皮下に注射する。3月以上の間隔をおくものとして、接種量は毎回0.5mlとする。

【標準的な接種期間】

- 生後12月から生後15月に至るまでに初回接種を行い、追加接種(は初回接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおいて)1回行う。

【経過措置】

- 生後36月から生後60月に至るまでの間にある者を対象とし、1回注射する。
ただし、平成26年度限りとする。

【その他】

- 既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。
- 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす(経過措置対象者も含む)。
- 当該疾病(はA類疾病として規定される。

成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【接種対象者】

- ① 65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。
(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

【接種方法】

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。接種量は0.5mlとする。

【経過措置】

- 平成26年度から平成30年度までの間には、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。

例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。

- 平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。

【その他】

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。
- 当該疾病はB類疾病として規定する。

予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行う（感染症・予防接種審査分科会審議結果については、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f6g.html#shingi3> 参照）。

給付内容の種類は以下のとおり。

① 医療費

予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担について給付する。

② 医療手当

予防接種による健康被害について医療を受けた場合、入院通院等に必要な諸経費として月を単位として給付する。

③ 障害児養育年金

予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳未満の者を養育する者に対して障害の程度に応じて給付する。

④ 障害年金

予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者に対して障害の程度に応じて給付する。

⑤ 死亡一時金

予防接種を受けたことにより、死亡した者の遺族に対して給付する。

⑥ 葬祭料

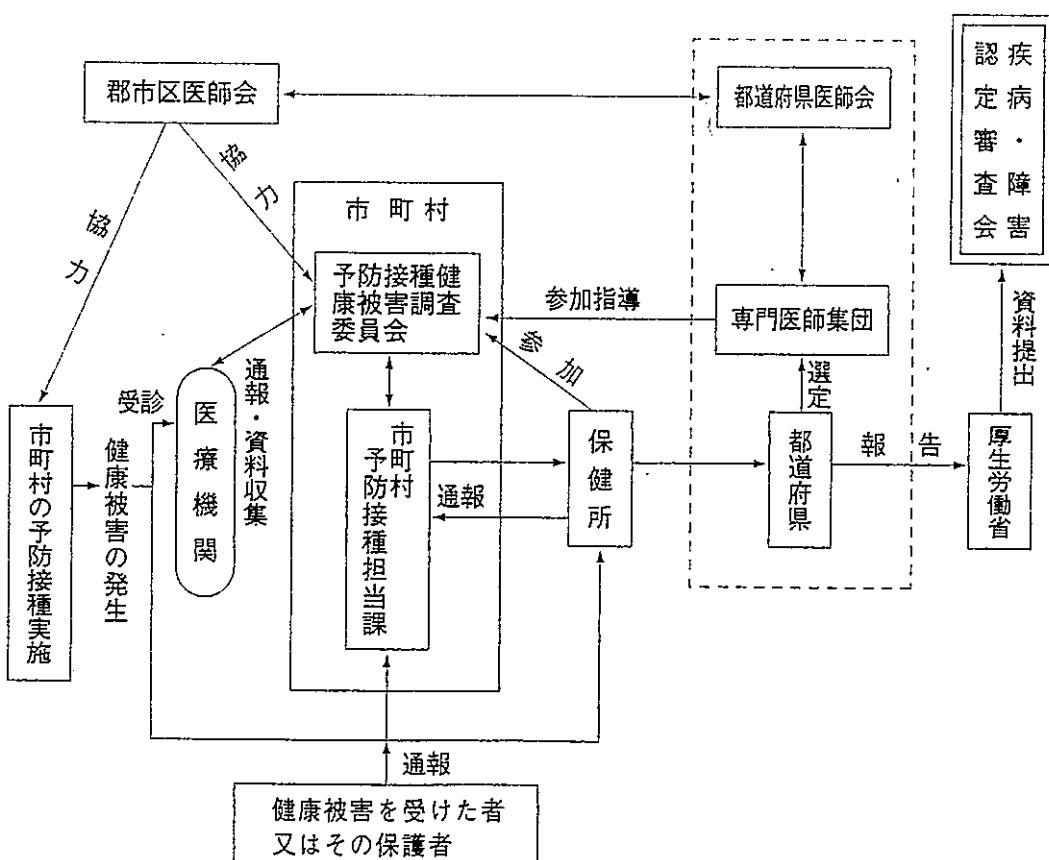
予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行った者に対して給付する。

⑦ 介護加算

障害児養育年金、障害年金受給者のうち、在宅の1、2級の者に介護加算を行う。

なお、生ポリオワクチンの予防接種を受けた者に接触すること等により、ポリオウイルスに2次感染した者と厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業に基づき、健康被害に対する給付を行う。給付内容は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法における救済給付と同程度である。

予防接種健康被害発生時対策の概要



予防接種後副反応報告一覧

<24・25年度>

報告日		種類	接種日	主要症状	経過
H24.8.7		BCG	H23.3.4 (5か月)	H24.2.8 接種側の肩関節 痛・腫脹	H24.2 上腕骨急性 骨髓症と診断さ れ手術施行 H24.6 手術痕周辺 の腫脹あり、慢性 骨髓炎と診断 H24.7 手術施行 結核の届出 預内服開始 菌の培養検査… 検査不能 H25.7 術後の経過 は順調 預内服終了 H25.8 月1回程度 診察にて経過観 察 H25.12 健康被害 認定申請
H25.9.30		日本脳炎 1期追加分	H25.9.30	接種直後、意識 消失と脱力	当日、回復